

福島第二原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年5月29日（金）

2 確認箇所

- ・ 2号機軽油タンク（A系）（図1）
- ・ 協力企業棟

3 確認項目

- (1) 2号機軽油タンク（A系）の解体撤去作業の実施状況
- (2) 不適合（作業員転倒）の発生箇所の確認

4 確認結果の概要

(1) 2号機軽油タンク（A系）の解体撤去作業の実施状況

東京電力は、福島第二原子力発電所の廃止措置を、令和3年から44年にかけて実施する計画としており、現在は、廃止措置の全体工程を4段階に区分したうちの第1段階（解体工事準備期間。令和3年から10年にかけて実施）の作業を実施している。廃止措置の第1段階の一つとして、東京電力は、管理区域外設備のうち使用を終えた設備を、廃止措置の安全な実施に影響を及ぼさない範囲で解体撤去する計画としており、令和8年度からは軽油タンク^{*1}の解体撤去に着手している。

今回、県では、2号機軽油タンク（A系）の解体撤去作業の実施状況及び安全確認状況について、現地において確認した。

- ・ 現地では、東京電力社員による立会の下、協力企業作業員が重機（バックホウ）を操縦し、軽油タンク周囲の防油堤の鉄筋コンクリートを解体する作業を実施していた。その際、粉塵発生を防止するため、散水を行っていた。（写真1、写真2）
- ・ 東京電力によると、防油堤の解体後、軽油タンク本体を解体予定とのことであり、現場には、軽油タンクの解体に用いる重機のアタッチメントが準備されていた。（写真2）
- ・ 東京電力から、解体作業の安全確認状況について、以下のとおり聴取した。
 - (ア) 協力企業は作業開始前に事務所において打合せ（TBM^{*2}）及び危険予知活動（KY）^{*3}を行った後、作業現場において再度、東京電力社員も参加したTBM及びKYを実施し、あらかじめ、作業の危険要因の情報を共有している。
 - (イ) 重機操縦者の資格証の携帯状況について、毎日確認を行っている。

*1 軽油タンク：非常用ディーゼル発電機等に使用する軽油を保管するタンク。福島第二原子力発電所では1～4号機の各号機に2基（A系、B系）ずつ設置されている。

*2 TBM：「ツールボックスミーティング」の略。作業内容、安全留意事項等の打合せ。

*3 危険予知活動（KY）：あらかじめ作業の危険箇所を洗い出し、作業員が共有する活動。

(2) 不適合（作業員転倒）の発生箇所の確認

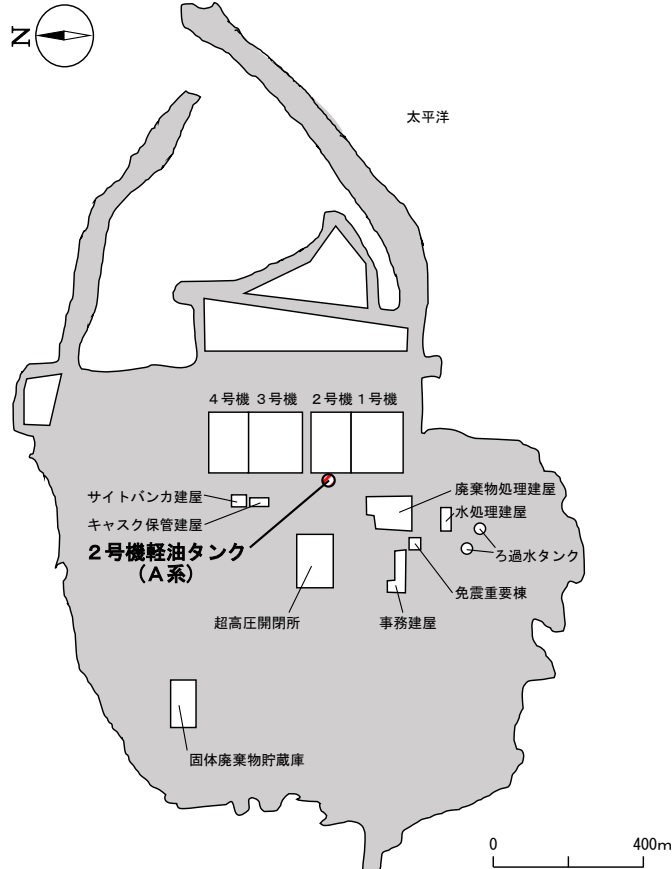
福島第二原子力発電所では、令和8年3月11日に、協力企業作業員が事務所出入口前の段差で左足首をひねり転倒した。この作業員は、医療機関において、第5中足骨骨折（左）（全治3か月）と診断された。本事象について、東京電力は、3月16日に不適合^{*4}として公表し、3月27日に不適合のグレードをG I（発電所施設運営に重大な影響を与える事象）と判定した。

発電所における廃止措置に係る作業従事者の安全確保は重要であることから、今回、県では、事故の発生箇所を確認した。

- ・東京電力によると、転倒が発生した箇所は、協力企業棟出入口付近の車道の縁石の段差とのことである。（写真3）
- ・県の現地確認時点では、この段差において掲示、塗装等は行われておらず、照明、スロープ等も設置されていない状態にあった。（写真3）
- ・なお、東京電力は、事故を受けた再発防止対策として、今回の転倒発生箇所を危険箇所マップに掲載して作業員に注意喚起を図るとともに、段差箇所に「段差注意」の表示の取付けを実施するとしている^{*5}。

* 4 不適合：原子力発電所における設備、業務等の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態。東京電力は、社内会議において「不適合」と判定した全ての事案を公表している。

* 5 東京電力が、令和8年度第1回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会（令和8年6月3日開催）において公表。



(図1) 福島第二原子力発電所構内概略図



(写真1) 重機による2号機軽油タンク (A系) 防油堤の鉄筋コンクリートの解体作業の実施状況

(写真2) 2号機軽油タンク (A系) 防油堤の鉄筋コンクリートの解体の実施状況 (写真左側から散水実施)



(写真3) 令和8年3月11日に不適合 (協力企業作業員転倒) の発生した段差箇所